

**改正高年齢者雇用安定法に基づく
創業支援等措置の対象者の業務について
～国会附帯決議関係～**

(背景)雇用保険法等の一部を改正する法律案の審議における附帯決議

参議院附帯決議（令和2年3月31日）（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。

今後議論する必要があると考えられる論点について

- 1 改正高年齢者雇用安定法に基づく創業支援等措置に基づく業務（以下「創業支援等措置業務」という。）を労災保険特別加入の対象範囲として拡大することについて
 - ✓ 中小事業主等であれば、現行制度においても特別加入することが可能であることとの関係をどう考えるか。
 - ✓ これまで労災保険特別加入制度の対象範囲の拡大については、実態のある業務について、関係団体からの要望等を踏まえ、各業務の就労実態や災害発生状況等を把握し、対象範囲の拡大等の可否を検討してきたこととの関係をどう考えるか。
 - ✓ 仮に対象範囲の拡大等を検討することとする場合、創業支援等措置業務以外で労働者ではない働き方を選択する人が就く業務を検討する場合との衡平性はどのように考えるか。
- 2 創業支援等措置業務の具体的内容を明確化すること等について
 - ✓ 就労実態や災害発生状況等について実績のない状況において、業務の内容を明確に特定できるか。
 - ✓ また、保険料率の設定はどのように行うか。
- 3 特別加入団体の構成について
 - ✓ 一つの団体で複数の事業・作業の就労者で構成されることを認めて良いか。

1 (1) 現行制度における対応の可否について

<現行制度>

○ 現行の労災保険特別加入制度については、その対象者として、以下の類型がある。

① 中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者(役員等)

【中小事業主として認められる事業規模】

○金融業、保険業、不動産業、小売業：50人以下 ○卸売業、サービス業：100人以下 ○それ以外の業種：300人以下

② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)

○個人タクシー業者、個人貨物運送業者等 ○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方 ○漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方 ○医薬品の配置販売業者 ○廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者
○船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

③特定作業従事者

○一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者 ○特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
○危険有害な作業に従事する家内労働者等 ○労働組合等常勤役員 ○介護作業従事者及び家事支援従事者

④海外派遣者

○ このため、例えば高年齢者が改正高年齢者雇用安定法（以下「改正法」という。）に基づく創業支援等措置として、新たに事業を開始する場合（改正法第10条の2第2項第1号）や事業主が実施する社会貢献事業に係る委託契約等を締結し、当該事業を行う場合（改正法第10条の2第2項第2号イ）等において、当該高年齢者が中小事業主になるか一人親方として貨物運送等を行う時には、現行制度においても、特別加入することが可能である。

<留意点>

○ 創業支援等措置業務は、高齢者自身が新たに開始する事業か、事業主が行う社会貢献事業（社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの）等であり、その業種に特段の制約はなく、業務内容が多岐に渡る可能性がある。また、改正法において、高年齢者が中小事業主となることも求められていない。このため、現行制度では加入できない高年齢者が生じる可能性がある。

1 (2) 創業支援等措置業務の対象範囲を検討することについて

<これまでの経緯等>

- 労災保険特別加入制度の対象範囲については、実態のある業務について、関係団体からの要望等を踏まえ、各業務の就労実態や災害発生状況等を把握し、対象範囲の拡大等の可否を検討し、必要な措置を講じてきたところ。

(最近の主な例)

- ✓ バイク便事業者に係る総排気量要件の見直し【平成25年4月1日】
⇒ バイク便協同組合からの要望等を踏まえ、バイクの総排気量が125cc以上としてきたものを125cc以下まで対象を拡大。(通達改正)
- ✓ 農業従事者に係る補償対象の見直し【平成30年4月1日】
⇒ 全国農業組合中央会及び秋田県大潟村からの要望等を踏まえ、農産物の出荷時におけるフォークリフトの使用についても特別加入の対象に拡大。(通達の解釈変更)

<留意点>

- 改正法に基づく創業支援等措置に係る規定は令和3年4月1日に施行されることが予定されている。このため、現時点において、同措置に基づく業務の実績はない。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案に係る国会での審議においては、参議院の附帯決議で「今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。」とされるなど、国会から創業支援等措置業務に就く高年齢者へのセーフティネットの整備に係る検討が要請されている。
- これまでの検討と同様に、改正法施行後に創業支援等措置業務に係る就労実態を把握し、労災保険特別加入制度への対象範囲の拡大を検討することとした場合には、同業務に係る負傷等をした高年齢者には労災保険が適用されないこととなる。

1 (3) 創業支援等措置業務と他の業務との衡平性について

<現行制度>

- 現行では、実態のある業務について、関係団体の要望等を踏まえ、当該業務の就労実態や災害発生状況等を把握し、対象範囲とすることの可否を検討してきたところである。

(最近の主な例) 【再掲】

- ✓ バイク便事業者に係る総排気量の見直し【平成25年4月1日】
⇒ バイク便協同組合からの要望等を踏まえ、バイクの総排気量が125cc以上としてきたものを125cc以下まで対象を拡大(通達改正)
- ✓ 農業従事者に係る補償対象の見直し【平成30年4月1日】
⇒ 全国農業組合中央会及び秋田県大潟村からの要望等を踏まえ、農産物の出荷時におけるフォークリフトの使用についても特別加入の対象に拡大。(通達の解釈変更)

<留意点>

- 創業支援等措置業務については、改正法施行前であることから、これまでの例とは異なり、その就労実態や災害発生状況等についての実績がない。
- 就労実績のない創業支援等措置業務に係る対象範囲の拡大を検討する場合と創業支援等措置以外で労働者ではない働き方を選択する人が就く業務を検討する場合との衡平性について、どのように考えるか。

2 (1) 創業支援等措置業務の具体的内容を明確化すること等について

<現行制度>

- 現行では、一人親方等の事業や特定作業従事者の作業等の業務については、業務の内容を明確に特定して労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）に規定している。
- これは、特別加入制度創設時の労働者災害補償保険審議会（昭和40年10月20日）の答申において、「特別加入者の従事する業務の範囲が明確でないし特定性をもち保険業務の技術的な処理の適確を期しうるかどうかを十分に検討すべきであり」とされていることを踏まえたものである。
- 労働政策審議会建議（令和元年12月23日）において、「特別加入制度創設時にはなかった新たな仕事（例えばIT関係など）が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。このような社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされている。

<留意点>

- 創業支援等措置業務は、高齢者自身が新たに開始する事業か、事業主が行う社会貢献事業等であり、その業種に特段の制約はなく、業務内容が多岐に渡る可能性がある。このため、改正法施行前の現時点において、具体的に業務の内容を明確に特定することは困難である。
- 他方、参議院の附帯決議において「今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。」とされるなど、創業支援等措置業務に従事する高齢者へのセーフティネットの整備が要請されている。
- また、あらかじめ特別加入制度の対象となる創業支援等措置業務の内容を特定することは、かえって同措置により就労する高齢者の業務の選択肢を限定させる（誘導させる）ことになりはしないか。

2 (1) 創業支援等措置業務の具体的内容を明確化すること等について

<参考>

◎ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）抄

第四十六条の十七 法第三十三条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

- 一 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- 二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- 三 漁船による水産動植物の採捕の事業（七に掲げる事業を除く。）
- 四 林業の事業
- 五 医薬品の配置販売の事業
- 六 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- 七 船員法第一条に規定する船員が行う事業

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

- 一 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業
 - イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつぱちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 動力により駆動される機械を使用する作業
 - (2) 高さが二メートル以上の箇所における作業
 - (3) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業
 - (4) 農薬の散布の作業
 - (5) 牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業
 - ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち次に掲げるもの
 - イ 求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業
 - ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて事業主又は事業主の団体に委託されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業
- 三 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項の家内労働者又は同条第四項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの
 - イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シヤー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
 - ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
 - ハ 労働安全衛生法施行令別表第六の二に掲げる有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤含有物又は特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条第一項第三号の三の特別有機溶剤等を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴（かばん）、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
 - ニ じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第三号の粉じん 作業又は労働安全衛生法施行令別表第四第六号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉（ゆう）薬を用いて行う施釉（ゆう）若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉（ゆう）若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの
 - ホ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業
 - ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの
- 四 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働大臣が定めるもの（常時労働者を使用するものを除く。以下この号において「労働組合等」という。）の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であつて、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの（当該作業に必要な移動を含む。）
- 五 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの
 - ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為

2 (1) 創業支援等措置業務の具体的内容を明確化すること等について

特別加入制度創設時の労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱(案) についての答申(別紙)(労働者災害補償保険審議会 昭和40年10月20日)

標記要綱(案)については、本年9月22日及び10月15日開催の会議に於いて慎重に審議した結果、次のような基本的考え方を前提として、これを了承する。

- 1 労災保険事務組合については、中小企業団体の実情を十分考慮し、特に団体の責任体制の確保に努めつつ、その普及を図ることとすべきである。
- 2 特別加入については、業務の実態、災害の発生状況等から、労働基準法の適用労働者に準じて保護すべき者に対し、特例として労災保険の適用を及ぼすのが制度の趣旨であるので、その実施に当っては、いやしくも労災保険本来の建前を逸脱し、あるいは制度全体の運営に支障を生ずることのないよう、あくまで慎重を期する必要がある。

かかる見地から、特別加入者の範囲については、業務の危険度ないしその事業の災害率に照らし、特に保護の必要性の高いものについて考慮するとともに、特別加入者の従事する業務の範囲が明確でないし特定性をもち保険業務の技術的な処理の適確を期しうるかどうかを十分に検討すべきであり、また将来全面適用となるべき労働者についての保険加入の促進にも資するよう配慮する必要がある。

特に農業従事者の特別加入については、その業態の特殊性、他の業務との均衡等の問題、災害発生状況ないし保険数理上の基礎データの未整備の現状からみて、時期尚早のきらいがあり、殊に、農業労働者に対し完全適用もされていない現状において自営農業者に対する適用を進めること自体、労災保険制度の趣旨、制度運営の基本的態度として問題がある。この際、ある程度の加入を認めるとしても、以上の見地から、危険度の最も高く、重度の傷害を起すおそれがあると認められる種類の機械による作業を対象として必要最小限に止めることとし、将来の方策については、あらためて根本的な検討を加えたうえ、方針を策定すべきである。

2 (2) 創業支援等措置業務に係る保険料率の設定について

<現行制度>

- 特別加入制度の対象範囲の拡大に当たっては、労災則において具体的な業務を規定するとともに、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）において、保険料率を規定している。
- 一人親方又は特定作業従事者に係る保険料率については、関係団体等からの就労実態や災害発生状況等に係る情報等を踏まえて設定し、徴収則に規定してきたところである。

<留意点>

- 創業支援等措置業務は、高齢者自身が新たに開始する事業か、事業主が行う社会貢献事業等であり、その業種に特段の制約はなく、業務内容が多岐に渡る可能性がある。
- 改正法施行前であり、現時点において、その就労実態や災害発生状況等についての実績がない。

2 (2) 創業支援等措置業務に係る保険料率の設定について

第二種特別加入保険料率表

(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率
労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	12
労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18
労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45
労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52
労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7
労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14
労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	48
労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械作業従事者)	3
労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3
労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15
労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6
労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17
労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3
労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	18
労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3
労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9
労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3
労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5

2 (2) 創業支援等措置業務に係る保険料率の設定について

労災保険率表

(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率	事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率	事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	60	製造業	ガラス又はセメント製造業	6	運輸業	交通運輸事業	4
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18		コンクリート製造業	13		貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38		陶磁器製品製造業	18		港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88		その他の窯業又は土石製品製造業	26		港湾荷役業	13
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16		金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
	原油又は天然ガス鉱業	2.5		非鉄金属精錬業	7		その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業
	採石業	49		金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5	清掃、火葬又はと畜の事業		13
	その他の鉱業	26		鋳物業	16	ビルメンテナンス業		5.5
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	62		金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		6.5
	道路新設事業	11		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5	通信業、放送業、新聞業又は出版業		2.5
	舗装工事業	9		めつき業	7	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		3
	鉄道又は軌道新設事業	9		機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5	金融業、保険業又は不動産業		2.5
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5		電気機械器具製造業	2.5	その他の各種事業		3
	既設建築物設備工事業	12		輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4	船舶所有者の事業		船舶所有者の事業
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	船舶製造又は修理業	23				
	その他の建設事業	15	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5				
製造業	食料品製造業	6	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5				
	繊維工業又は繊維製品製造業	4	その他の製造業	6.5				
	木材又は木製品製造業	14						
	パルプ又は紙製造業	6.5						
	印刷又は製本業	3.5						
	化学工業	4.5						

3 特別加入団体の構成について

<現行制度>

- 一人親方又は特定作業従事者に係る特別加入については、一人親方等又は特定作業従事者の団体（特別加入団体）が、その構成員等が労災保険の適用を受けるための加入申請を行い、政府から承認を受けた場合には、特別加入団体を事業主、一人親方等又は特定作業従事者を労働者とみなすこととされている。
- 現行制度上、一つの団体が複数の事業又は作業の特別加入団体となることを特段規制してはいない。このため、一つの団体が複数の事業・作業に係る加入申請を行い、複数の事業・作業の就労者で構成されることが可能である。

（参考）一つの団体に複数の事業・作業の就労者で構成されている団体の例

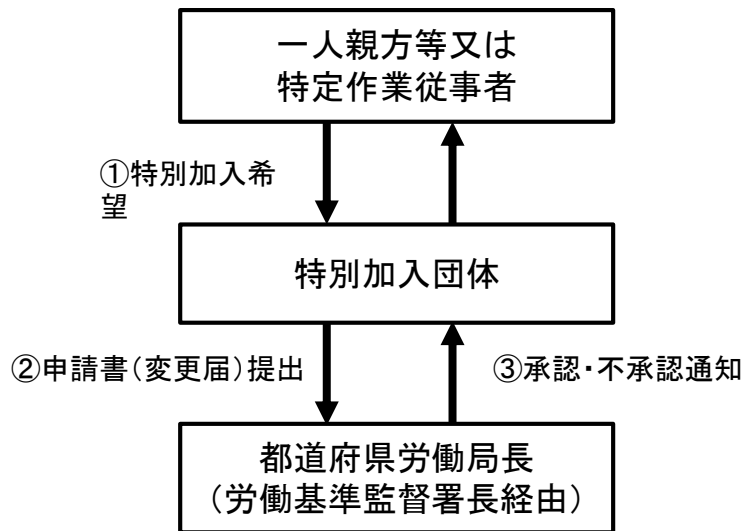
- 建設業と個人旅客・貨物運送業の両方の特別加入団体となっているA団体、特定農作業従事者と指定農業機械作業従事者両方の特別加入団体となっているB団体等、複数の事業・作業の就労者で構成されている団体がある。
なお、同じ団体名で複数事業の承認がされている団体もあれば、事業ごとにそれぞれ別団体として承認されている団体もある。

<留意点>

- 創業支援等措置業務は、高齢者自身が新たに開始する事業か、事業主が行う社会貢献事業等であり、その業種に特段の制約はなく、業務内容が多岐に渡る可能性がある。
- これを踏まえ、特別加入団体の構成について、どのように考えるべきか（業務内容ごとに特別加入団体の設立を求めるのか、あるいは一つの団体において、複数の業種・作業に係る特別加入団体になることを認めることとするか。）

労災保険特別加入制度の特別加入団体について

- 一人親方等及び特定作業従事者の特別加入については、一人親方等又は特定作業従事者の団体(特別加入団体)が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、一人親方等又は特定作業従事者を労働者とみなすこととされている(労働者災害補償保険法第35条)。
- 特別加入団体の申請をしようとする団体は、あらかじめ、一人親方等又は特定作業従事者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならないこととされている(労働者災害補償保険法施行規則第46条の23第2項)。これは、一般の労働者については、労働安全衛生法令等で業務災害の防止に関する諸措置をとることが事業主に義務づけられているが、労働者でない一人親方等及び特定作業従事者については、基本的に業務災害の防止に関する諸措置をとることを義務づけている法令がないことから、一般の労働者との均衡を考慮して、定められたものである。
- また、当該団体は、一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料の納付など、事業主に課せられている労働保険事務を処理することになるため、当該団体が以下(※)の要件を全て満たしている場合に、政府は特別加入の承認を行う。



(※)特別加入団体の要件

(昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達)

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として改正前の労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

参考資料

（改正高年齢者雇用安定法関係）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の概要

改正の趣旨

- 高齢者、複数就業者等に対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を図るため、雇用保険法、高年齢者雇用安定法、労災保険法等において必要な措置を講ずる。
- 失業者、育児休業者等への給付等を行う基盤となる雇用保険制度の安定的な運営等を図るため、育児休業給付の区分経理等の財政運営の見直しを行う。併せて、現下の雇用情勢等に鑑み、2年間に限った保険料率及び国庫負担の暫定的な引下げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 高齢者の就業機会の確保及び就業の促進（高年齢者雇用安定法、雇用保険法）

- ① 65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置（定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、労使で同意した上での雇用以外の措置（継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援する。【令和3年4月施行】
- ② 雇用保険制度において、65歳までの雇用確保措置の進展等を踏まえて高年齢雇用継続給付を令和7年度から縮小するとともに、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置の導入等に対する支援を雇用安定事業に位置付ける。【令和7年4月施行・令和3年4月施行】

2. 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等（労災保険法、雇用保険法、労働保険徴収法、労働施策総合推進法）

- ① 複数就業者の労災保険給付について、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や給付の対象範囲の拡充等の見直しを行う。【令和2年9月1日】
- ② 複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、雇用保険を適用する。【令和4年1月施行】
- ③ 勤務日数が少ない者でも適切に雇用保険の給付を受けられるよう、被保険者期間の算入に当たり、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定する。【令和2年8月施行】
- ④ 大企業に対し、中途採用比率の公表を義務付ける。【令和3年4月施行】

3. 失業者、育児休業者等への給付等を安定的に行うための基盤整備等（雇用保険法、労働保険徴収法、特別会計法、労災保険法）

- ① 育児休業給付について、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るための給付と位置付ける。【令和2年4月施行】
- ② ①を踏まえ、雇用保険について、以下の措置を講ずる。【令和2年4月施行】
 - ア 育児休業給付の保険料率（1,000分の4）を設定するとともに、経理を明確化し、育児休業給付資金を創設する。
 - イ 失業等給付に係る保険料率を財政状況に応じて変更できる弾力条項について、より景気の動向に応じて判定できるよう算定方法を見直す。
- ③ ②の整備を行った上で、2年間（令和2～3年度）に限り、雇用保険の保険料率及び国庫負担の引下げ措置を講ずる。【令和2年4月施行】
 - ※ 保険料率 1,000分の2引下げ、国庫負担 本来の55%を10%に引下げ
- ④ 雇用保険二事業に係る保険料率を財政状況に応じて1,000分の0.5引き下げる弾力条項について、更に1,000分の0.5引き下げられるようにする。【令和3年4月施行】
- ⑤ 保険給付に係る法令上の給付額に変更が生じた場合の受給者の遺族に対する給付には、消滅時効を援用しないこととする。【令和2年4月施行】

改正の趣旨

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要。

個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設ける。

現行制度

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高年齢者雇用確保措置（①65歳まで定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止）のいずれかを講ずることを義務付け。

※ 平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月までに段階的に引き上げることが可能。（経過措置）

改正の内容（高年齢者就業確保措置の新設）（令和3年4月1日施行）

- 事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける。
- 努力義務について雇用以外の措置（④及び⑤）による場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入されるものとする。

<高年齢者雇用確保措置>
(65歳まで・義務)

現行

①65歳までの定年引上げ

②65歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主(子会社・関連会社等)
によるものを含む)

③定年廃止

<高年齢者就業確保措置>
(70歳まで・努力義務)

新設

①70歳までの定年引上げ

②70歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主
によるものを含む)

③定年廃止

雇用以外の措置(労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上で導入)

④希望する高年齢者について、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入⑤希望する高年齢者について、
a.事業主が自ら実施する事業
b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う事業
であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに係る業務に70歳まで継続的に従事できる制度の導入

その他の改正の内容(令和3年4月1日施行)

- 厚生労働大臣は、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針を定める。
- 厚生労働大臣は、必要があると認めるときに、事業主に対して、高年齢者就業確保措置の実施について必要な指導及び助言を行うこと、当該措置の実施に関する計画の作成を勧告すること等ができることとする。
- 70歳未満で退職する高年齢者（※1）について、事業主が再就職援助措置（※2）を講ずる努力義務及び多数離職届出（※3）を行う義務の対象とする。
 - ※1：定年及び事業主都合により離職する高年齢者等
 - ※2：例えば、教育訓練の受講等のための休暇付与、求職活動に対する経済的支援、再就職のあっせん、教育訓練受講等のあっせん、再就職支援体制の構築など
 - ※3：同一の事業所において、1月以内の期間に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合の、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等の公共職業安定所長への届出
- 事業主が国に毎年1回報告する「定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況」について、高年齢者就業確保措置に関する実施状況を報告内容に追加する。

高年齢者の活躍を促進するために必要な支援(予算事業等)

<事業主による雇用・就業機会の確保を促進するための支援>

- ・ ①高年齢者就業確保措置を講ずる事業主に対する助成措置や相談体制などの充実、②他社への再就職の措置に関する事業主間のマッチングを促進するための受入企業の開拓・確保の支援、③能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築を進める事業主等に対する助成、④高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の構築の支援等。

<高年齢者の再就職やキャリア形成に関する支援>

- ・ ①ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化、②労働者のキャリアプランの再設計等を支援する拠点の整備、③企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の実施等。

<地域における多様な雇用・就業機会の確保に関する支援>

- ・ ①生涯現役促進地域連携事業による地方公共団体を中心とした協議会による取組の推進、②シルバー人材センターの人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた取組の強化等。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等（創業支援等措置関係抜粋）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)

第10条の2第2項 前項の創業支援等措置は、次に掲げる措置をいう。

- 一 その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに事業を開始する場合(厚生労働省令で定める場合を含む。)に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者(厚生労働省令で定める者を含む。以下この号において「創業高年齢者等」という。)との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約(労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する当該創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。)を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置
- 二 その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業(ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限り。)について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約(労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払うものに限る。)を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置(前号に掲げる措置に該当するものを除く。)
 - イ 当該事業主が実施する社会貢献事業(社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業をいう。以下この号において同じ。)
 - ロ 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業
 - ハ 法人その他の団体が実施する社会貢献事業であつて、当該事業主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行つているもの

高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針(案)

第2 高年齢者就業確保措置の実施及び運用

3 創業支援等措置

創業支援等措置を講ずる場合には、次の(1)から(3)までの事項に留意すること。

(1) 措置の具体的な内容

イ・ロ (略)

ハ 法第10条の2第2項第2号に掲げる社会貢献事業は、社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業である必要があり、特定又は少数の者の利益に資することを目的とした事業は対象とならないこと。

また、特定の事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業に該当するかについては、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されること。

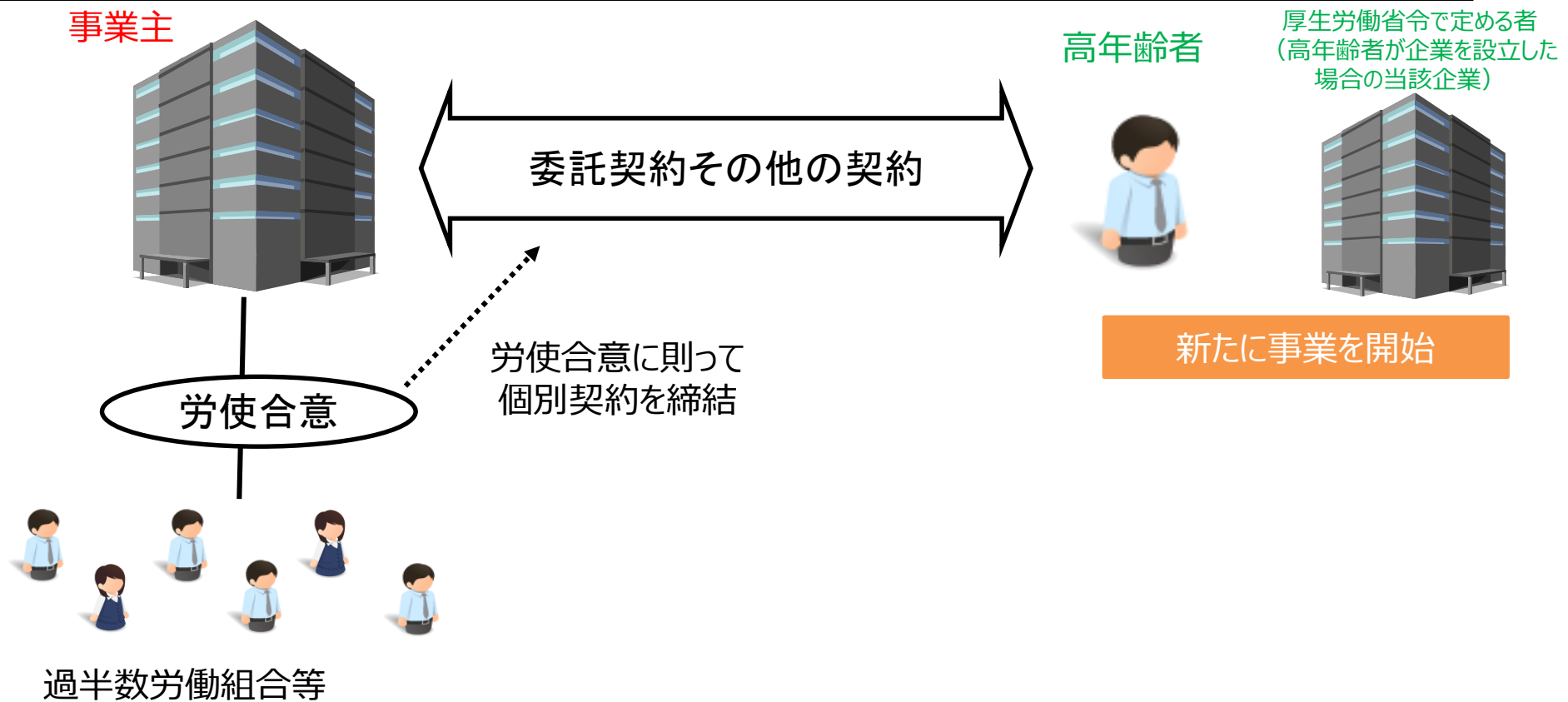
ニ 雇用時における業務と、内容及び働き方が同様の業務を創業支援等措置と称して行わせることは、法の趣旨に反するものであること。

※ 本指針(案)については、雇用対策基本問題部会における審議状況等により修正等があり得る。また、本年8月20日からパブリックコメントを実施している。

第10条の2第2項第1号（新たに事業を開始する高年齢者等と事業主が委託契約等を締結する）

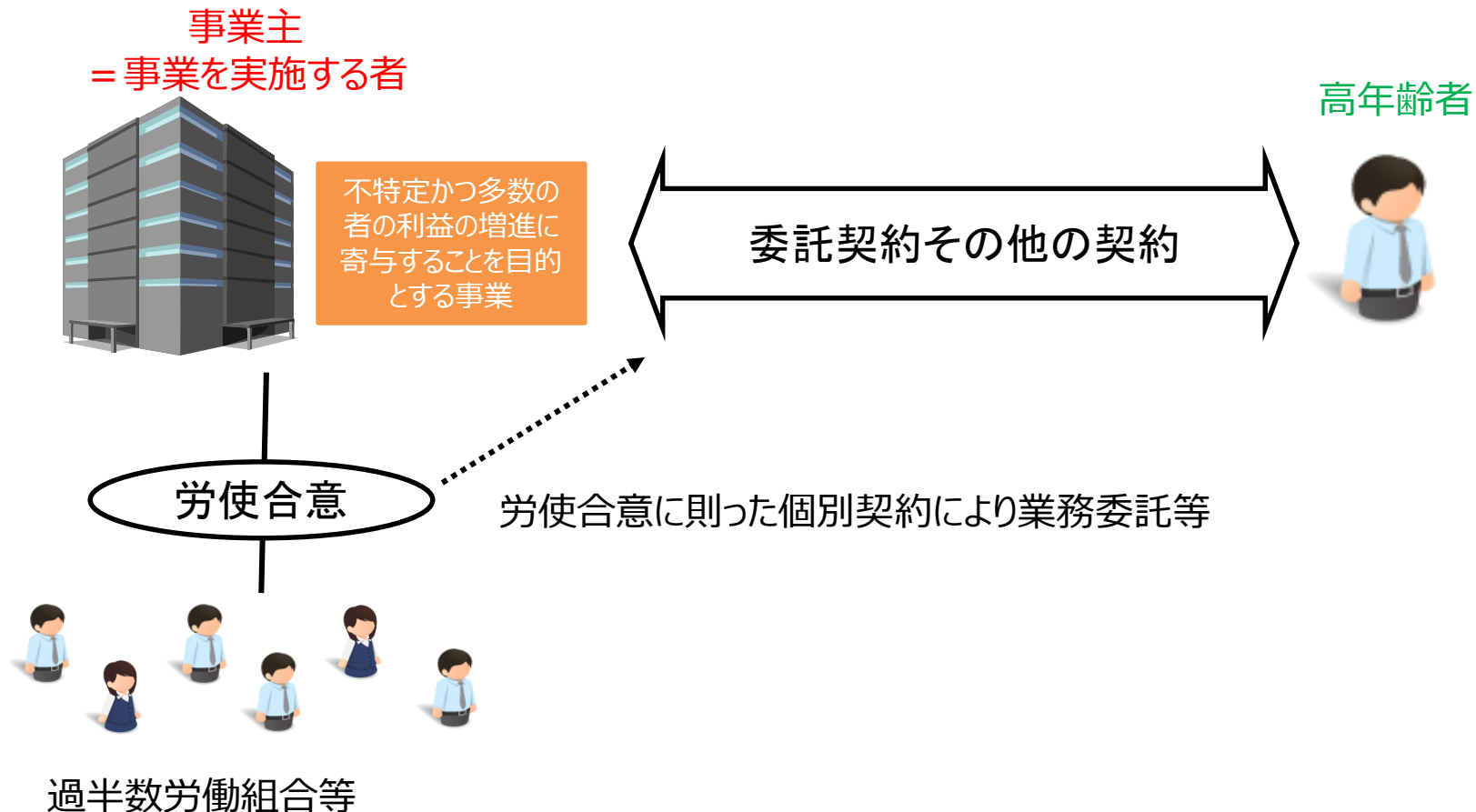
一 その雇用する高年齢者が希望するときは、当該高年齢者が新たに事業を開始する場合（厚生労働省令で定める場合を含む。）に、事業主が、当該事業を開始する当該高年齢者（厚生労働省令で定める者を含む。以下この号において「創業高年齢者等」という。）との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業主が当該事業を開始する創業高年齢者等に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置

- ※1 「厚生労働省令で定める場合」は、高年齢者が企業を設立する場合等を想定
- ※2 「厚生労働省令で定める者」は、※1の場合の企業等を想定



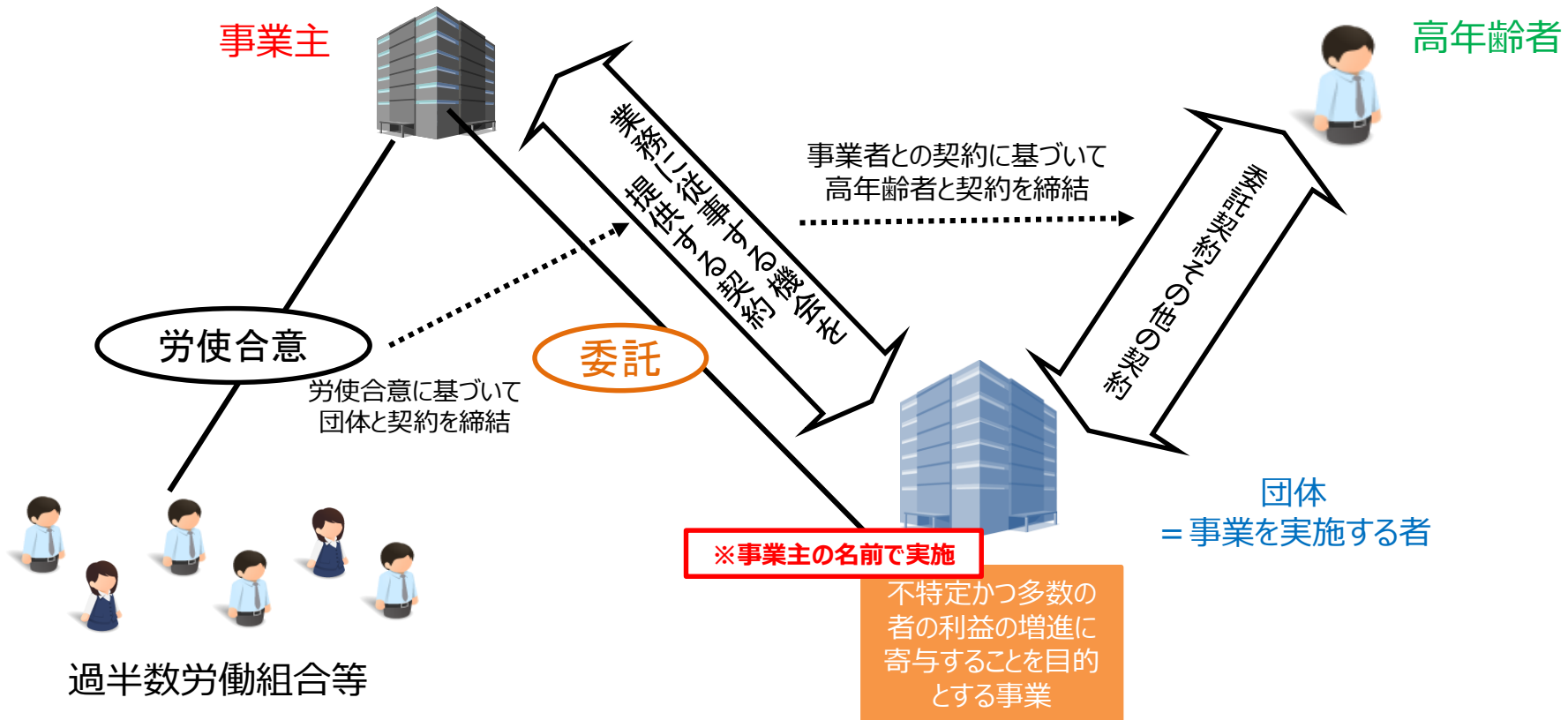
二 その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）

イ 当該事業主が実施する社会貢献事業（社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの。以下この号において同じ。）



二 その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限る。）について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払うものに限る。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）

ロ 法人その他の団体が当該事業主から委託を受けて実施する社会貢献事業



第10条の2第2項第2号ハ（事業主が出資する団体が実施する事業に従事する）

- 二 その雇用する高年齢者が希望するときは、次に掲げる事業（ロ又はハの事業については、事業主と当該事業を実施する者との間で、当該事業を実施する者が当該高年齢者に対して当該事業に従事する機会を提供することを約する契約を締結したものに限り。）について、当該事業を実施する者が、当該高年齢者との間で、当該事業に係る委託契約その他の契約（労働契約を除き、当該委託契約その他の契約に基づき当該事業を実施する者が当該高年齢者に金銭を支払うものに限り。）を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の就業を確保する措置（前号に掲げる措置に該当するものを除く。）
- ハ 法人その他の団体が実施する社会貢献事業であつて当該事業主が当該社会貢献事業の円滑な実施に必要な資金の提供その他の援助を行っているもの

